

鳥取大学次期学長選挙に際して、公開質問状を提示して頂き、ありがとうございました。

ご質問の内容に関してはすでに提示しております「大学運営に係る構想(所信調書)」と重複する部分が多く、回答を保留させていただきます。

但し、Q13 に関しては所信調書に記載しておりませんので、以下の通りとします。

Q13 国家公務員給与削減特例法に準じた法人職員の給与削減措置が7月から実施されていますがそれについてどうお考えですか。また同じ大学教職員でありながら、附属学校・医学部においては例外措置が取られましたがそれについてどうお考えですか。

国家的要請であり、削減される人件費相当の運営費交付金が削減されるため、対応せざるを得ないのが現状です。結果的には86の国立大学法人が時期的には多少異なるものの、削減に踏み切りました。

県派遣の教員は運営費交付金から、附属病院臨床系の医療人には病院収入から例外的処置として補填を行っているのは事実です。こうした対応は、他大学も行っています。特に医療現場では人材確保のための処置であり、ご理解いただきたい。

鳥取大学、理事

井藤久雄